

銀年

銀座でわかる年季

情報(第 64 号)



令和元年 8 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

蓮田（岩国市南岩国）：この季節、J R 南岩国駅の海側では一面が蓮の葉となる

年金生活者支援給付金



1 消費税増税の歴史

半年ほど前では、消費税増税の3回目の延期があるのではとの憶測が飛び交っておりました。現在では、軽減税率の字句を聞かない日はないくらいで、また、その補助金の追い込み段階となっており、10%を意識するようになりました。

振り返ってみますと、民主党政権において、消費税率を平成26年に8%、同27年に10%に引き上げる法案を提出、平成24年8月10日に可決成立しました。その後、現政権において予定どおり平成26年に8%へ引き上げました。しかし、平成27年10月の10%への引き上げを平成29年4月に1年半延期し、更に、平成29年4月の税率引き上げを令和元年10月に2年半延期しました。

そして、安倍総理は、平成30年10月に、令和元年10月に税率10%に引き上げる方針を表明するとともに、軽減税率を導入し、食品(外食・酒類を除く)は現行の8%の税率を維持することになりました。

2 消費税増税と年金生活者支援給付金

令和元年10月から「年金生活者支援給付金制度」がはじまります。

これに関して、安倍総理は、平成28年9月28日の参議院本会議において次のとおり答弁しておられます(下線編注)。

「年金生活者支援給付金についてのお尋ねがありました。来年(編注：平成29年)4月に予定していた消費税率10%への引上げについては、平成31年(編注：令和元年)10月まで延期することといたしました。年金生活者支援給付金は、社会保障・税一体改革において行うこととされた低年金受給者の生活を支援するための重要な施策と考えていますが、一方で、これを含めた社会保障の充実については、給付と負担のバランスを考えれば、消費税率の引上げを延期する以上、全てを行うことはできません。また、赤字国債を財源に社会保障の充実を行うような無責任なことは私たちはいたしません」

このように、年金生活者支援給付金とは、「消費税の10%」と同時に行われる新たな給付です。

3 年金生活者支援給付金

1 のとおり、平成24年に消費税増税が成立したときに、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が成立しています。消費税率増税を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せする形で年金生活者支援給付金が支給されます。年金生活者支援給付金を受けられる者は、次のとおりです(概要)。

(1) 老齢年金受給者(以下の全てを満たす方)

① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。

- ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ③ 前年の公的年金等の収入金額※とその他の所得との合計額が 879,300 円以下である。（※ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない）

(2) 障害年金受給者（以下の全てを満たす方）

- ① 障害基礎年金の受給者である。
- ② 前年の所得が 4,621,000 円以下である。

(3) 遺族年金（以下の全てを満たす方）

- ① 遺族基礎年金の受給者である。
- ② 前年の所得が 4,621,000 円以下である。

4 年金生活者支援給付金の受給

平成 31 年 4 月 1 日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方であって、3 の要件から年金生活者支援給付金を受け取れる方には、令和元年 9 月頃に日本年金機構から手続きの案内が送付されます。

令和元年 4 月 2 日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行います。

このように、年金生活者支援給付金を受け取るには、前項の支給要件を満たし、年金生活者支援給付金の認定請求という手続きを行っていただく必要があります。

年金生活者支援給付金は、年金ではないものの、年金の上乗せとして支給されることから、その初回の支払いは 12 月中旬となります（公的年金（以下単に「年金」という）は、偶数月にその前 2 か月を支給しています）。

5 年金生活者支援給付金の特徴

年金ではなく、税を財源とした福祉給付的なもので、その事務は日本年金機構に委託されています。年金受給には、所得は関係なく、税を財源とする福祉では所得が関係するわけです。

年金では、受給要件を充たしたときに受給権が発生するため、大なり小なりその受給権は遡及します。一方、年金生活者支援給付金は、老齢年金受給権者を例にすると、「受給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる」と規定されています。このように、年金＝年金生活者支援給付金ではなく、少々ややこしいことになりそうです。

若い時からの積み重ねによって、年金生活者支援給付金の受給要件に該当しない方が幸せです。

年金教育の実施企業募集中!! あなたの企業でも年金の研修をされませんか

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>